



三浦市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業のご案内



三浦市では、低所得の妊婦に対して妊娠判定のために受診した初回の産科受診料を助成します。

1. 対象者

三浦市に住民票があり、国内の医療機関等において妊娠判定のために受診した妊婦で、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 住民税非課税世帯に属する方
- (2) 生活保護世帯に属する方
- (3) (1)(2)と同等の所得水準と認められる方

2. 助成内容・金額

初回産科受診に要した費用のうち保険適用外の自己負担額とし、1回の妊娠に対し、10,000円が上限となります。

3. 申請方法

受診日から60日以内に、次の必要書類を子ども課にご提出ください。

(1) 必要書類

- ① 三浦市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成金交付申請書兼請求書
- ② 領収書等診察に要した費用が分かる書類
- ③ エコー写真等妊娠判明が分かる書類
- ④ 振込口座が分かる書類
- ⑤ 生活保護受給者証（該当者のみ）
- ⑥ 申請日と同年の1月1日現在で、住所が三浦市以外の方は非課税世帯であることが分かる書類

(2) 提出方法

- ① 郵送：〒238-0298 三浦市城山町1-1 三浦市役所 子ども課宛
- ② 窓口：三浦市役所分館2階 子ども課窓口に持参

問合せ 三浦市保健福祉部子ども課

☎ 046-882-1111 (内線 335・336・337)